

定 款

第 1 章 総 則

(商号)

第 1 条 当社は、株式会社プラスアルファ・コンサルティングと称し、英文では Plus Alpha Consulting Co.,LTD.と表示する。

(目的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1 情報処理サービス業及び情報提供サービス業
- 2 マーケティング、コールセンター、情報セキュリティに関するソフトウェアの企画、設計、開発、販売、コンサルティング業務
- 3 情報システムの企画、設計、開発、構築管理、保守及び運用に関する業務
- 4 インターネットを利用した新規及び既存ビジネスの企画、開発、実施
- 5 ビジネスインテリジェンスに関する技術支援・受託開発
- 6 マーケティングに関する調査、収集、分析
- 7 各種事業のソフトウェアのトレーニング業務
- 8 出版物及び電子コンテンツ（電子媒体情報）の製作及び販売
- 9 インターネットを利用した売買
- 10 一般労働者派遣事業
- 11 職業紹介事業
- 12 人材育成のための教育、研修事業
- 13 前各号に附帯又は関連する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を東京都港区に置く。

(機 関)

第 4 条 当社は、株主総会及び取締役、監査役のほか、次の機関を置く。

- ①取締役会
- ②監査役会

③会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告は、電子公告により行う。

- 2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、160,000,000株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の1単元の株式数は、100株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第8条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。

- 3 当社の株主名簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第10条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての

手続等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基準日)

第11条 当社は、毎年9月末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することのできる株主とする。

2 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するために必要があるときは、臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には、基準日の2週間前までに公告するものとする。

第3章 株 主 総 会

(招集及び招集権者)

第12条 当社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、随時必要に応じて招集する。

2 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会の決議により代表取締役が招集する。代表取締役に事故又は支障があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役が招集する。

3 当社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。

(議長)

第13条 株主総会の議長は、代表取締役がこれにあたる。

2 代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役が議長となる。

(電子提供措置等)

第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項の定めによる株主総会の決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主が代理人によってその議決権を行使する場合の代理人は当会社の株主とし、その人数は1名とする。

- 2 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(総会議事録)

第17条 株主総会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成し、これに議事の経過の要領及びその結果その他法令に定める事項を記載又は記録しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第18条 当会社の取締役は、3名以上10名以内とする。

(取締役の選任)

第19条 当会社の取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって選任する。

- 2 取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第20条 取締役の任期は、その選任後1年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役及び役付取締役)

第21条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役1名を選定する。

- 2 代表取締役は、会社を代表し、会社の業務を執行する。
- 3 当社は、取締役会の決議によって、取締役社長及びその他の役付取締役を定めることができる。

(取締役会の招集権者)

第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役が招集する。

- 2 代表取締役が前項の任務を行うことができない場合、又は行おうとしない場合には、あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役が取締役会を招集する。

(取締役会の招集通知)

第23条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、通知期間を短縮することができる。

- 2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、取締役会を開催することができる。

(取締役会の議長)

第24条 取締役会の議長は、代表取締役がこれにあたる。

- 2 代表取締役が前項の任務を行うことができない場合、又は行おうとしない場合には、あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役が議長となる。

(取締役会の決議方法)

第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第26条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会の議事録)

第27条 取締役会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した取締役及び監査役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名し、当会社が保存する。

(取締役会規程)

第28条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役に対する報酬等)

第29条 取締役に対する報酬、賞与、退職慰労金その他の職務執行の対価として当会社から受け取る財産上の利益は、株主総会の決議により定める。

(取締役の責任免除)

第30条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

第5章 監査役及び監査役会

(監査役の員数)

第 31 条 当会社の監査役は、3 名以上とする。

(監査役の選任)

第 32 条 監査役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって選任する。

(監査役の任期)

第 33 条 監査役の任期は、その選任後 4 年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結時までとする。

2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(常勤監査役)

第 34 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第 35 条 監査役会の招集の通知は、各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。

2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。

(監査役会の決議方法)

第 36 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもっておこなう。

(監査役会の議事録)

第 37 条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名をする。

(監査役会規程)

第 38 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、

監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役に対する報酬等)

第39条 監査役に対する報酬、賞与、退職慰労金その他の職務執行の対価として当会社から受け取る財産上の利益は、株主総会の決議により定める。

(監査役の責任免除)

第40条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

第6章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第41条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第42条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第43条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任免除)

第44条 当会社は会計監査人との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、

法令が規定する最低責任限度額とする。

第 7 章 計 算

（事業年度）

第45条 当会社の事業年度は、毎年 1 0 月 1 日から翌年 9 月末日までの年 1 期とする。

（剰余金の配当）

第46条 剰余金の配当は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主及び登録株式質権者に対して行う。

2 当会社は、取締役会の決議によって、毎年 3 月 3 1 日を基準日として中間配当を行うことができる。

（剰余金の配当等の機関決定）

第47条 当会社は、剰余金の配当等会社法第 4 5 9 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

（配当金の除斥期間）

第48条 剰余金の配当が、支払開始の日から 3 年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払い義務を免れる。

2 前項の配当金には利息を付さない。

第 8 章 附 則

（法令の準拠）

第49条 この定款に規定のない事項は、すべて会社法その他の法令に従う。

（株主総会資料の電子提供に関する経過措置）

第50条 会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を

有する。

2. 本附則は、前項の株主総会の日から3か月を経過した日後にこれを削除する。

以上は、当会社の現行定款である。

令和4年 12月 16日

東京都港区東新橋一丁目9番2号汐留住友ビル25階

株式会社プラスアルファ・コンサルティング

代表取締役 三 室 克 哉